

デイサービスセンター星のいえ

重要事項説明書

(令和8年6月1日現在)

事業者

法人名 株式会社 流星
法人本部所在地 北海道札幌市清田区清田1条3丁目7番56号
電話番号 011-376-0000
FAX番号 011-376-0250

代表者氏名 代表取締役 福本 直人

設立年月日 2020年2月5日

1 概 要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

- ・名称 デイサービスセンター星のいえ
- ・住所 札幌市清田区真栄4条5目10番21号
- ・電話番号 011-807-0073
- ・FAX番号 011-807-0074
- ・介護保険指定番号 地域密着型通所介護・第1号事業(0190502849号)
- ・サービス提供する対象地域
清田区全域、厚別区(上野幌・大谷地西)、豊平区(福住、月寒東1～5条18～20丁目)、白石区(栄通)
- ・建物の構造
鉄筋コンクリート(一部木造)造
- ・建物の延床面積
食堂及び機能訓練室 面積 59.41㎡
- ・業所の周辺環境
道央自動車道 札幌南インターより車で約15分 中央バス「真栄4条5丁目」下車徒歩1分
- ・通所定員
15名
- ・開設年月日
2020年9月1日
- ・管理者氏名
横岡 悟志

(2) 営業日及び営業時間

- ・営業日
月曜日から金曜日とする。ただし、年始(1月1日から1月3日)を除く
- ・営業時間
午前8時30分から午後5時30分までとする
- ・サービス提供時間
午前9時00分から午後4時10分までとする

(3) 職員体制

- ・管理者
管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている指定地域密着型通所介護、札幌市通所型サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、介護計画書の作成を行う。
- ・生活相談員

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申込みに係る調整、他の従事者に対する助言及び技術指導、居宅介護支援事業者等との連携・調整業務を行う。

・介護職員

介護職員は、サービス介護計画に基づき、必要な日常生活の支援及び介護、機能訓練を行う。

・看護職員

看護職員は、利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行う。

・機能訓練指導員

機能訓練指導員は、機能訓練計画書の作成及び、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

(4) 当事業所の運営方針

利用者の要介護、要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画、通所型サービス計画を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする。

2 サービス内容

- (1) ケアプラン、通所介護計画書に基づき、健康状態の確認、日常生活上の介護、入浴、食事の提供、送迎(自宅玄関と事業所間)、機能訓練及びレクリエーション(創作活動等)を行う。

3 料 金

- (1) 地域密着型通所介護費及び通所型サービス費

利用料金につきましては別紙利用料金表のとおりです。

(2) 支払方法

口座引き落とし、銀行振込、現金払いの中からお選びください。利用料金は、毎月末に1ヶ月分を計算し、翌月10日前後に請求書を発行いたします。その後、口座引き落としは26日(土日祝の場合は翌営業日)お振込み、現金払いは当月中のお支払いとなります。なお、引き落としをご希望される場合は引落手数料90円をご負担いただきます。

4 緊急時及び事故発生時における対応方法

- ・サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医、家族、協力医療機関等に対し、適切な対応を行うとともに、管理責任者に報告するものとする。
- ・居宅介護支援事業所への連絡を行います
- ・緊急性の高い怪我や病状の際には救急車での緊急搬送になります。
- ・事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じるものとする。

5 非常災害対策

事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回の避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

6 苦情処理

指定地域密着型通所介護、札幌市通所型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護、札幌市通所型サービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言

を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- (2)事業所は、提供した指定地域密着型通所介護、札幌市通所型サービスに係る利用者からの苦情に関し て国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

ご利用者 相談窓口	ご利用時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
	(定休日	土曜日 日曜日・年始(1月1日～1月3日)
	ご利用方法	電話 011-807-0073
	場所	デイサービスセンター星のいえ
	苦情受付担当者	: 管理者 五月女 麻友

7 秘密保持

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

8 賠償責任

事業所はサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した時は、その被害を賠償する。
但しご契約者に故意又は過失が認められる場合は事業所ですべての責任を負えない場合もある。

9 地域との連携等

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置し6ヶ月に1回以上開催する。

10 契約締結から、サービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画書(ケアプラン)」「介護予防居宅サービス計画」「総合事業サービス・支援計画」の内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」「通所型サービス計画」に定める。

11 通所介護サービス利用の長期休止

サービス利用休止の際でも、再開の見込みがある場合は曜日の登録は有効だが、入院等によりサービスの利用を2か月以上長期休止した場合、曜日の登録を解除する。

12 提供するサービスの第三者評価の実施状況：なし